

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

山梨厚生年金 事案 411 (事案 129 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月5日から平成8年12月25日まで
40万円(手取り35万円前後)以上の給与であったにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額が20万円となっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい旨第三者委員会に申し立てたが認められなかった。新たな資料を探していたところ、所得証明書(平成元年分、3年分、4年分及び8年分)及び源泉徴収票(平成8年分)が入手できたので再申立てしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)当時の関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)が無いこと、ii)元同僚の給与明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致していること、iii)申立人と同じく幹部社員の立場にあった者2人は申立人と同額の標準報酬月額となっていること、iv)社会保険事務所(当時)において不適正な処理が行われた可能性はうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月24日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人からは、新たな証拠として、申立期間のうち平成元年分、3年分、4年分及び8年分の所得証明書並びに8年分給与所得の源泉徴収票が提出された。

これらの資料のうち、平成8年分所得証明書の給与総収入額と同年分給与

所得の源泉徴収票の支払総額が大きく異なっているが、申立人は、「事業主は、社員の賞与を申告していなかった。一方、平成8年分給与所得の源泉徴収票は、融資を受けるため会社から源泉徴収票をその時初めて貰いそれを金融機関に提出したものの写しで、賞与が含まれているのだと思う。」と証言しており、事実、申立人が提出した平成8年分所得証明書の給与総収入額には賞与が含まれておらず同年分給与所得の源泉徴収票の支払金額には賞与が含まれているとすれば、これらの金額と申立人が一貫して主張していた給与額及び賞与額はおおむね合致することから、申立人の証言どおりであったものと推認できる。

また、平成元年分、3年分及び4年分の所得証明書の給与総収入額は、8年分のそれとは著しい相違は無く、申立人の給与総額は、申立期間を通じて、申立人の主張どおりであったものと推認できる。

そして、平成8年分給与所得の源泉徴収票から、同年分について、申立人が支給されていたと主張する給与に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていたことが確認でき、申立人が主張する給与額及び手取額から判断すると、申立期間を通じて、おおむね同様の保険料が控除されていたものと推認される。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、雇用保険の支給台帳の離職時賃金日額から試算した平均月収額、所得証明書の給与総収入額並びに申立人及び同僚の証言等から判断すると、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、源泉徴収票から推定できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、源泉徴収票から推定できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 38 年 12 月 31 日まで

私は、A社の厚生年金保険被保険者期間の64か月分が脱退手当金として支給されていることをねんきん特別便が来て初めて知った。会社からは、厚生年金保険について何も聞いていなかった。昭和38年8月ごろ、会社を辞めて家の仕事を手伝っており、会社からは失業保険や退職金をもらったことも無い。請求もしていない脱退手当金を支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月*日に婚姻し改姓しているにもかかわらず、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は、変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者証及び健康保険証については事業所で管理していたため、厚生年金保険被保険者証を見たことは無く、申立人が医療機関を受診する際には、会社の担当者が同行して健康保険証を使用していたと述べており、当時、申立人の年金制度に関する知識は必ずしも十分で無かったと考えられ、申立人自身が、社会保険事務所（当時）で脱退手当金の申請を行ったとは考え難い。

さらに、聴取した同僚は、「厚生年金保険被保険者証も健康保険証も渡されておらず、脱退手当金ももらっていない。」と述べているなど、申立人と同様の事情が確認できる。

加えて、申立人は、昭和38年*月*日に第一子を出産しており、同年夏ごろから妊娠のため会社を休みがちであり、出産前から、事業所へ勤務すること

は無く夫を世帯主とする国民健康保険の被保険者になっていたと述べているところ、38年当時在籍していた同僚は、申立人が会社に来なくなった時期について、「妊娠が目立つようになってからは、会社で働いているのを見ていない。」と証言しており、申立人の主張する状況と一致する。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から3年3月まで

20歳になった平成元年*月ごろ、親に勧められて、A市で国民年金に加入したが、就職前だったことから、保険料を納付することができなかった。その後、4年6月にB町（現在は、C市）に転居後、母が、私が就職するまでの41か月分の保険料を町役場から送付された納付書を持って窓口に出向き、保険料を一括納付してくれた。保険料は両親がA市の旧宅を売却した資金の中から立て替えてくれたはずなのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時に母親がA市において国民年金の加入の手続をしたが、当時納付が困難だったので、その後平成4年6月にB町に転居した際に母親が一括して保険料を納付したと主張している。

しかし、申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、B町で平成4年7月17日に払い出されたものであり、その時点で元年9月から2年5月までは時効により納付ができない期間である上、特例納付ができる期間にも該当しない。

また、申立期間当時、父親も国民年金の被保険者であり、申立人の平成3年4月から5年1月分までの納付済期間22か月のうち20か月が父親の国民年金保険料の納付日と同一年月日になっていることから、一括して納付したとする申立人の主張には齟齬がある。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておら

ず、ほかに保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から28年8月26日まで
② 昭和28年8月26日から35年5月14日まで
③ 昭和35年5月14日から37年7月14日まで

昭和37年11月20日に脱退手当金が支給されたことになっているが、当時は妊娠中であつわりがひどく体調も悪い状態で、とても受け取りに行ける状況ではなく、受け取った記憶も無いので、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店において、昭和34年9月から43年8月までの期間に同支店を退職した女性同僚の脱退手当金の支給記録を確認したところ、同支店の資格喪失時点において脱退手当金の受給権が発生する24月以上の被保険者期間がある27人のうち、申立人を含む24人に脱退手当金の支給記録が確認でき、かつ、24人全員がおおむね1か月から4か月の短期間で支給されていることが確認でき、不自然さはいかたがう。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には昭和37年9月4日に脱退手当金の算定のため必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている上、A社B支店に係る事業所別被保険者名簿には脱退手当金の支給を示す「脱」表示があるとともに、同年11月*日に結婚した申立人の氏名が旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 55 年 7 月 1 日から A 社で勤務した。在職中に事務の人から年金の記録は継続していると聞いていたのに、申立期間の年金記録が無いことが分かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、昭和 56 年 4 月 1 日から A 社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 7 月 1 日であり、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人を含む 6 人が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 3 人の女性のうちの 1 人は、「自分以外の 2 人は、自分より前から働いていた。」と証言していることから、当該 2 人の女性も申立人と同様、当該事業所が適用事業所となるまでは厚生年金保険被保険者ではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は既に廃業しているため、人事、給与及び厚生年金保険に関する関連資料は残されていない上、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。